

「水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令案についての意見・情報の募集」
に寄せられた御意見及びそれに対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>1. 繰入教育情報資金 会計監査人による監査制度を導入する前提として、監査対象となる水産協同組合の計算書類の作成の基礎となる水産協同組合法施行規則は、「一般に公正妥当と認められる会計の慣行」に従った内容である必要があるため、「繰入教育情報資金」の勘定科目を削除すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 別紙様式第7号(1)に記載のある「繰入教育情報資金」の勘定科目は、前年度末に剰余金処分により純資産の部に計上した教育情報資金を翌期に収益計上する際に使用する勘定科目と見受けられる。しかしながら、一度、当期剰余金を構成し剰余金処分を通じて純資産に計上されたものが、翌期に再度収益計上される会計処理は、「一般に公正妥当と認められる会計の慣行」に則しておらず、収益計上するための勘定科目は不要である。 <p>2. 責任準備金及び遭難救助引当金 次の点について、勘定科目を標準の科目として残すことで誤解を招く可能性があることから、手当てを検討すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 別紙様式第2号(1)等に記載のある「責任準備金」の勘定科目について、水産協同組合の共済事業は、全国共済水産業協同組合連合会（以下「共水連」という。）との共同元受方式となっているが、実態として共済金の支払は共水連が全て負担しているため、漁業協同組合で「責任準備金」のうち、共済掛金積立金及び異常危険準備金が発生することは現状想定されていない。しかしながら、負債の部に標準的な勘定科目として記載されている場合、誤解を招く可能性がある。 なお、現状「責任準備金」として計上されているものは、共済付加収入のうち未経過部分であるため、農業協同組合で実施されている実務を参考に「未経過共済付加収入」等の勘定科目を設けることが考えられる。 別紙様式第2号(1)等に記載のある「遭難救助引当金」は、企業会計原則（注解18）に基づく引当金計上の要件を満たすことが極めて困難と考えられるが、負債の部に引当金の標準的な勘定科目として記載されている場合、当該引当金を計上すべきであるとの誤解を招く可能性がある。 なお、遭難救助に備えて何らかの法人内留保が必要であれば、目的積立金として純資産の部に別の勘定科目を設けて内部留保することが考えられる。 	<p>繰入教育情報資金については、御意見を踏まえ、必要に応じた対応を検討して参ります。</p> <p>また、責任準備金及び遭難救助引当金についても、御意見を踏まえ、誤解の生じないような方法を検討して参ります。</p>